大月町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

・住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。

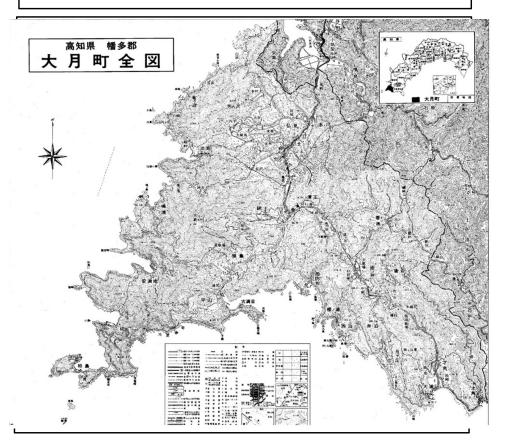
2. 重点区域の設定

重点区域は、住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

重点区域 : 大月町全域

〇対象住宅

・昭和56年5月以前に建築された住宅



3. 期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間 : 平成30年度 ~ 令和7年度 (8年間)

	H29	Н30	Н31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成									
戸別訪問									

4. 取組内容

(1)戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。

- ①住宅耐震に関する補助事業の説明、診断の相談
- ②家具転倒防止・ブロック塀対策に関する情報提供
- ③その他耐震、防災に関する相談

(2)診断を受けた住宅所有者に対する啓発

・診断済みの住宅所有者に対し戸別相談を実施

(3)事業者育成・事業者情報の提供

- ①事業者育成講習会情報の提供
- ②登録事業者一覧の掲載

(4)その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- ①住宅耐震啓発パンフの配布
- ②広報誌による周知
- ③住民向けブースの展示

5. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び大月町建設協会と連携して活動に取り組む。

6. 実績の公表

- ・当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、 当該年度末までに県に報告する。
- ・実績は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。